平成２５年２月１９日

国際大会強化指定選手規程

一般社団法人　日本身体障がい者水泳連盟

（目的）

第１条　４年に一度のパラリンピック大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手の様々な障害の状態を理解し合い、限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

（対象）

第２条　対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

（１）　日本身体障がい者水泳連盟（以下「ＪＰＳＦ」という。）会員登録者であること。

（２）　ステータスＪ以上のクラスを持っていること。

（３）　ＩＰＣライセンス登録の意思のある者。

（４）　健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。

（５）　トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。

（６）　ＩＰＣ公認及びＪＰＳＦ主催･公認長水路大会の記録が別表の標準記録を突破している者

（強化指定選手の決定等）

第３条　強化指定選手の決定等は次による。

（１）　強化指定選手の決定

①　前条（６）の基準に達している者から申請の後、強化指定選手選考委員会(以下「選考委員会」という。)で審査・決定する。

②　決定は毎年１月１日付で行い１２月３１日まで有効とする。
前年の１月１日～１１月３０日の記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査・決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。

③　指定された選手はＪＰＳＦ強化指定選手として登録される。

④　強化指定選手の決定にあたっては、練習状況や健康状態などがわかる資料等の提出を求め、選考合宿等の状況等を参考に決定する。

（２）　強化指定選手の人数

強化指定選手数は、予算など諸条件を勘案し選考委員会でその都度決定する

（３）　強化指定選手の取り消し。

①　強化指定選手には、医学的チェック、クラスチェックを随時実施し、
医学的問題（ドーピング問題含む）やクラス変更が生じた場合は指定を取り消

すことが出来る。

② 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことが出来る。

（指定のランク）

第４条　指定のランクは次によることとし、ランクにより参加できる事業等は、事業ごとに定める

ただし、IPC 公認の国際クラスがない選手は、暫定的に１ランク下げる。

（１）　Ｓ指定　　別表による標準記録を突破した者

（２）　Ａ指定　　別表による標準記録を突破した者

（３）　Ｂ指定　　別表による標準記録を突破した者

（４）　Ｃ指定　　ユース等育成選手規程第２条（１）に該当する者で別表による標準記録を突破した者

（強化指定選手の遵守事項）

第５条　強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

（１） 強化合宿への参加
（２） 指定された国内及び国際大会への参加
（３） 指定された連盟主催等行事への参加協力
（４） 練習状況の報告
（５） 健康など医学的状況変化の報告
（６） アンチ・ドーピングに関する規程
（７） IPC、ＪＰＳＦ、FINA、日本水泳連盟などの規則。
特にＪＰＳＦ競技者資格規程が適用されるので留意すること

（費用負担）

第６条　費用負担は次による。

（１） 合宿や国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。
（２） ＪＰＳＦ強化指定選手登録費はＪＰＳＦ常務理事会で決定する。

（選考委員会）

第７条　選考委員会の設置は次による。

（１） 委員会に、次の委員を置く。
委員長　　１名

副委員長　１名
委　員　　５名以内

（２） 委員長には、技術委員会委員長が就任する。
（３） 副委員長は、委員長が指名する。
（４） 選手選考委員は、次に該当する者から選出し、会長が委嘱する。
① 本連盟理事
② 技術委員会委員
③ 医師など学識経験者

（５）委員の任期は連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
（６）委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
（７）委員会は、委員会構成委員現在数の３分の２以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面等で意思を表明した者は、出席者とみなす。
（８）委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（９）選手強化担当は、会議に出席して意見を述べることができる。
（１０）委員長が必要と認めたときは会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

付則　平成１０年　２月　　日制定
平成１０年１２月１１日改定
平成１３年　２月１７日改定
平成１５年　２月２２日改定
平成１８年　２月１１日改定
平成２０年　２月１０日改定
平成２１年　２月１４日改定
平成２２年　２月１３日改定
平成２３年　２月１２日改定
平成２３年１２月１５日字句形式修正
平成２５年２月１９日改定
平成２５年４月８日法人化に伴う修正
平成２６年１１月２８日改定

平成２５年２月１９日　　常務理事会決定事項

国際大会強化指定選手規程　第６条（２）にある登録料はＩＰＣライセンス登録料を含み年間１万円とする。